

福岡県公報

平成十七年十一月十六日
第二千四百六十二号
増刊 ①

目次

再掲

再掲

○福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）……………一

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第八十八号

福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県港湾施設管理条例施行規則（昭和五十一年福岡県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び第十六条第一項」を削り、「はしけ運送業」を「はしけ運送事業」に改め、同条第三項中「条例第十六条第一項に規定する「積卸し貨物の取扱人」及び」を削る。

第三条第一項第一号中「ドルフィン」を「ドルフィン」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第三項を削る。

第三条の次に次の一条を加える。
（許可の基準）

第三条の二 条例第五条第二項第三号の規則で定める者は、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の五に規定する一般船舶油濁賠償等保障契約

が締結されていない一般船舶（国際航海に従事する総トン数百トン以上のものに限る。）の所有者等とする。

2 条例第五条第二項第四号の規則で定める場合は、大気汚染、騒音、悪臭、海洋汚染等が発生するおそれがある場合とする。

第四条中「もつて」を「もつて」に改める。

第五条第一項を削り、同条第二項中「あつて」を「あつて」に改め、同項を同条とする。

第七条に次の一項を加える。

4 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、港湾施設使用料減免申請書（様式第六号）を知事に提出しなければならない。

第八条を次のように改める。

（入出港の届出）

第八条 条例第十六条の規定による入出港の届出は、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十五条第二項で定める様式を提出して行うものとする。

第九条に次の一項を加える。

3 前項の規定により入港料の減額又は免除を受けようとする者は、入港料減免申請書（様式第六号の二）を知事に提出しなければならない。

第十条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第二十一条第六号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

第十条第一項第二号中「投びよう」を「投びよう」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十九条第一項（第三十三条第二号において準用する場合を含む。）

又は第三十七条（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき知事が設定した制限区域に立ち入ること。

第十条第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第十五条第二号中「当たつて」を「当たつて」に改める。

第十六条第三項及び第四項中「あつて」を「あつて」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

係船許可・承認申請書

福岡県

殿

船長氏名 _____

申請者名 _____

申請者住所 _____

担当者名・連絡先 _____

【 外航 ・ 内航 】

船舶基本情報	船名		I M O 番号 (又は船舶番号 ・ 漁船登録番号)			
	船種	【 貨物船 ・ コンテナ船 ・ 貨客船 ・ 客船 ・ 油槽船 ・ 漁船 ・ その他 】 / 【 汽船 ・ 機船 ・ 機帆船 ・ その他 】				
	国籍		船籍港			
	総トン数	国際総トン数	重量トン数	全長		
	連絡方法 : 呼出符号 (信号符号) 船舶電話番号、インマルサット電話番号、F A X 番号その他連絡方法					
船主等情報	船主名 (所有者名) ・ 住所 ・ 電話番号又は F A X 番号					
	(名前) _____					
	(住所) _____					
	(電話番号又は F A X 番号) _____					
運航者名 ・ 住所 ・ 電話番号又は F A X 番号 (運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名 ・ 住所 ・ 電話番号又は F A X 番号を併記すること)						
(名前) _____						
(住所) _____						
(電話番号又は F A X 番号) _____						
代理人 (店) 名 ・ 住所 ・ 電話番号又は F A X 番号						
(名前) _____						
(住所) _____						
(電話番号又は F A X 番号) _____						
入港情報	入港予定港名		入港予定日時 月 日 時 分			
	停泊目的	希望びょう泊場所	びょう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで			
	係留施設 (希望船席) 名称 ・ 場所			(コード)		
	着岸 (予定) 日時 月 日 時 分			離岸 (予定) 日時 月 日 時 分		
	移動前停泊場所			移動後停泊場所		
	移動理由	移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで			
	運航区分 【 入港 ・ 移動 】	着岸舷側 【 左舷 ・ 右舷 】	(被) 接舷船名	最大喫水 (入港から出港まで) (m)		
航海情報	運航名 _____					【 優先指定 ・ 定期 ・ 不定期 】
	仕出港	前港	次港	仕向港		
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】 (予定日時) 月 日 時 分					

裏

船名		I M O 番号 (又は船舶番号・漁船登録番号)			
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類 (積荷地)・数量			入港予定港における船積貨物の種類・数量	
	入港予定港	(種類)	(数量)	(種類)	(数量)
	その他本邦の港 (入港予定港が本邦で最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)				
危険物情報		品名 (積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点 (密閉式による撰氏)		こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置
	入港時				
	出港時				
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号				
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
保障契約情報	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号 (保障契約証明書等を有している場合)			
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	保険者等の氏名又は名称			
		保障契約の証書の番号			
		保障契約の有効期間			
		燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか【なっている・なっていない】			
	保障限度額				
過去一年間の本邦の港への入港実績の有無 【有・無】					
備考					
(決定欄)		船 席 (着 岸 位 置)			
パース		着岸位置			
着岸日時			離岸日時		
月 日 時 分			月 日 時 分		
係留時間		使用料			
時間 分		円			

様式第六号を次のように改める。

様式第6号(第7条関係)

港湾施設使用料減免申請書

年 月 日

福岡県

殿

住所
申請者 氏名又は名称
連絡先(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名)

港湾施設名	
使用する期間	年 月 日から 日 月 日まで
使用料の額	
減免を受けようとする額	
減免を受けようとする理由	
備考	

様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第6号の2(第9条関係)

入 港 料 減 免 申 請 書

年 月 日

福岡県 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
連 絡 先
(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

【 外 航 ・ 内 港 】

港 湾 名	
入 港 日	年 月 日
船 名 ・ 信 号 符 字 等	
総 ト ン 数	
入 港 料 の 額	
減免を受けようとする額	
減免を受けようとする理由	
備 考	

附則

この規則は、平成十七年十一月一日から施行する。

発行
福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販印
売刷
株福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
式会社
弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)